

千葉市公告第752号

令和2年3月31日付けで届出のあった大規模小売店舗につきまして、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づく意見の通知を行いましたので、同法第8条第6項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年11月17日

千葉市長 熊谷俊人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 トライアルあすみが丘店

所在地 千葉市緑区あすみが丘五丁目46番12外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名 伊藤 芳樹

住所 千葉市緑区大木戸町145番地2

氏名 門倉 輝

住所 千葉市緑区大木戸町521番

3 意見の内容

(1) 騒音の発生に係る事項

現在も営業している店舗の売場面積拡張に伴う大規模小売店舗立地法の届出であり、これまで騒音による苦情は出ていないとのことだが、環境基準の求める夜間における最大の騒音値を超える予測となることから、以下2点の対応を行い、騒音レベルの緩和を図ること。

ア 駐車場について、夜間の一部利用制限を設けるなどの対策を講じること。

イ 荷さばき作業について、夜間時間帯（午後10時～午前6時）以外で行うなどの対策を講じること。

4 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部産業支援課

5 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和2年11月17日から令和2年12月17日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで